

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [事後評価]

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	02	01	02	0403	情報公開推進事業

事業期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返	<input type="checkbox"/> 期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---	-------------------------------	-----------------

《事業目的》
 情報公開制度等の推進

《事業開始の背景》
 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の制定を背景に、市民に対し、市の諸活動の説明責任を全うするという観点から、市の保有する情報の開示請求権等を定め、開かれた市政の推進に寄与しようとしたもの

《事業概要》
 ○情報公開事務
 情報公開の窓口として、開示請求の受理、請求方法の相談等を実施
 不服申立てについて調査審議を行うなどの審査会の開催

市民参画の有無 [対象外]

《事業展開の留意事項》
 0

《成果指標》

項目	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(計画)
① 行政文書開示請求不服申立て件数	件	目標	0	0	0
		実績	0	0	
② 審議会等の会議における傍聴者数	人	目標	55	55	55
		実績	48	34	
③		目標			
		実績			

分野	担当部(機関)	担当課(機関)	担当係長	(内線)
行政経営	総合政策部	総務課	蟹澤 一憲	219

		25年度	当初(現計)	補正	25年度	26年度
事業費		16				
財源内訳	国庫支出金					
	地方債					
	その他					
	一般財源	16				

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること

情報公開推進事業 16 千円
 委員報酬 16千円
 情報公開審査会委員・個人情報保護審査会委員 4,000円×4人×1回=16千円

花巻市情報公開審査会委員及び花巻市個人情報保護審査会委員名簿

役職	氏名	性別	役職
会長	中辻 孝夫	男	弁護士
職務代理者	西川 隆道	男	人権擁護委員
委員	似内 裕司	男	花巻機械金属工業団地組合専務理事
委員	高橋佳代子	女	花巻地区赤十字奉仕団副委員長
委員	岩渕満智子	女	行政相談員

任期：平成24年6月1日から平成26年5月31日まで

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [事後評価]

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	02	01	02	0403	情報公開推進事業

総合計画	政策	施策	情報公開の推進と広報広聴活動の強化
	6	6-4	
市民本位の行政のまちづくり			
目的	情報公開制度等の推進		
対象	市民等		
意図	市民が必要な情報を知ることができる。		

《事業概要》…上記目的を実現するための事業手法を記載すること

○情報公開事務
 情報公開の窓口として、開示請求の受理、請求方法の相談等を実施
 不服申立てについて調査審議を行うなどの審査会の開催

市民参画の有無 [対象外]

市民協働の形態 共催 実行委員会・協議会 事業協力・協定
 後援・協賛 補助・助成 委託

活動指標（上記「事業概要」に対応）	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	25年度(計画)
① 情報公開制度に係る市広報紙での周知	回	計画	1	1	1
		実績	1	1	
② 情報公開制度に係る市ホームページでの周知	回	計画	1	1	1
		実績	1	1	
③		計画			
		実績			
成果指標（上記「意図」に対応）	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	25年度(計画)
① 行政文書開示請求不服申立て件数	件	目標	0	0	0
		実績	0	0	
② 審議会等の会議における傍聴者数	人	目標	55	55	55
		実績	48	34	
③		目標			
		実績			

要因分析

達成度 目標値より高い 概ね目標値どおり 目標値より低い

行政文書の開示決定に当たっては、条例に沿った正確かつ公正な判断に努めているところであり、不服申立て件数は、0件であった。
 審議会等の会議における傍聴者数は、審議会の開催回数や内容に大きく左右されるため、目標より低い結果となった。

《環境変化、意見・要望》…環境変化はないか？ 意見や要望が寄せられていないか？

・状況の変化や新たな課題は無い。

目的妥当性	公共関与の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	・市民に対し、市がその諸活動の状況を説明することを市の責務として条例上位置付けているものであり、情報公開制度は、このような責務を全うするための重要な制度であるため。
有効性	成果の向上余地 <input type="checkbox"/> 向上余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない	・行政文書開示請求不服申立て件数は、目標を達成しているため。 ・審議会の会議における傍聴者数は、審議会の開催回数や内容に大きく左右されるため。
効率性	事業費・人件費の削減余地 <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> どちらも削減余地がない	・不服申立てがあった際等に開催する審査会の運営経費で、必要な経費は市ガイドラインの単価に準じた算定で必要最小限であるため。
公平性	受益と負担の適正化余地 <input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 適正である	・市民に限らず誰でも利用でき、費用負担はないことから、受益と負担は公平であるため。

《総合評価》…上記評価結果の総括

市民等に対し、市の保有する情報を公開することにより情報公開を推進した。